

勸 告

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年京都府条例第45号）に定める職員の給与について、次のとおり改定されるよう勧告します。

1 改定の内容

(1) 職員の給与等に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表（指定職給料表を除く。）を別表第1のとおり改定すること。

イ 諸手当

(ア) 住居手当

a 住居手当は、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給すること。

b 職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当の支給月額は、家賃の月額と12,000円との差額が11,000円以下の職員についてはその差額、その差額が11,000円を超える職員についてはその超える額の2分の1の額を19,000円を限度として11,000円に加算した額とすること。

(イ) 勤勉手当

a b及びc以外の職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。

b 特定管理職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.15月分とすること。

c 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分とすること。

(2) 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表を別表第2のとおり改定すること。

イ 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成31年4月1日から実施すること。ただし、1の(1)イ(イ)及び(2)イについては、令和元年6月1日から、1の(1)イ(ア)については、令和2年4月1日から実施すること。